

議案第32号

北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部改正について

北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月21日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市立中学校体育館の冷暖房設備使用料を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部を改正する条例

北名古屋市立学校照明設備使用料条例（平成18年北名古屋市条例第87号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北名古屋市立学校照明設備及び冷暖房設備使用料条例

第1条中「運動場及び体育館」を「における運動場、体育館等」に改め、「照明設備」の次に「並びに体育館の冷暖房設備」を加える。

別表体育館照明設備の項の次に次のように加える。

体育館冷暖房設備	師勝中学校	1時間につき 1,300
	西春中学校	
	白木中学校	
	訓原中学校	
	熊野中学校	
	天神中学校	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の北名古屋市立学校照明設備及び冷暖房設備使用料条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。